

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2014.8. Vol.54

顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『子供のいない夫婦の夫が遺した自筆証書遺言の検認手続きサポート案件』
- ・書籍紹介・・・『こころの相続 —幸せをつかむ45話—』

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change & Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

プライベートでLINEの乗っ取り被害に遭うなど、最近、公私にわたって、何か「良くない流れ」というか、モヤモヤしたのを感じていました。そこで、懇意にしている地元の石神井氷川神社の宮司さんに相談したところ、「厄年としては前厄ですが、いろいろ心配事がおありのようですから、『攘災招福』という清祓いの祈禱が良いように思いますよ」とアドバイスをもらい、早速、週末を利用して御祈禱を受けてきました。

御祈禱を受けながら思ったのは、「心を素にして、問題に正面から向き合おう」ということ。

お陰様で、諸々、少しずつ動き始めました。何事も心の持ちようですね。これからも良い流れをキープして行きたいと思います。

<サポート事例>

『子供のいない夫婦の夫が遺した自筆証書遺言の検認手続きサポート案件』

今回は、子供のいない夫婦の夫が遺した自筆証書遺言の検認手続きサポート案件をご紹介します。

長年、地元商店街で飲食店を営んでいたK様ご夫婦。店を閉めてからは、御主人名義の賃貸アパートを経営されながら老後を過ごされていらっしゃいました。

昨年その賃貸アパートを売却するなど資産の整理を進めていたところ、今年に入って御主人の体調が崩れ、春頃に病院に入院。日に日に衰弱する御主人を見守りながら、奥様は万が一の

ときの手続きについて、メインバンクの信用金庫職員様にご相談されておりました。

御主人に相続が発生した場合は、相続人は奥様のほかに、第一順位の子供（子供が亡くなっている場合は孫）がおらず、第二順位の直系尊属（父母が亡くなっている場合は祖父・祖母等）が亡くなっており、第三順位の兄弟姉妹も亡くなっているため、その子供である甥・姪5人が相続人になります。

この場合の法定相続分は、奥様が4分の3、甥・姪は全員合わせて4分の1となります。

「これからの手続きのことで相談に乗ってあげてほしい」と取引先信用金庫職員様からお話が

つづき↓

＜サポート事例＞

り、奥様とお会いさせていただくことになりました。

お話をお聞きすると、数年前に、御主人から自分で書いた遺言書（自筆証書遺言）を預かっていらっしゃるとのこと。当事務所からは、万全を期して公証役場で作る遺言書（公正証書遺言）を作成することをご提案しましたが、御主人の容態の方が思わしくなく、今から作成することは難しい様子でした。そして、その1週間後に、御主人に相続が発生しました。

奥様のご希望は、相続人全員による遺産分割協議を行うのではなく、御主人が遺した自筆証書遺言を活かして今後の手続きを進めていきたいとのことでした。

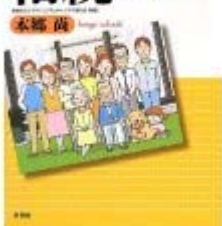
自筆証書遺言が遺されている場合は、家庭裁判所において検認手続きを行なう必要があります。

当事務所では、6カ所の役所から、被相続人、直系尊属及び兄弟姉妹に関する出生から死亡までの連続した戸籍謄本を収集、また、甥・姪については現在の戸籍謄本を収集し、相続関係説明図を作成。相続人の確定のほか、自筆証書遺言の検認手続きを付き添いながらサポートさせていただきました。

自筆証書遺言の内容は、「すべての財産を妻に贈与（遺贈）する」。今後は、引き続き当事務所が遺言執行者に就任し、自宅マンションの名義変更や預貯金の解約手続きなど、遺産整理業務をお手伝いさせていただく予定です。

＜書籍紹介＞

こころの相続



『こころの相続 —幸せをつかむ45話—』
／本郷 尚 (著)

言視舎 (2013/10/4)

長い間この仕事をしていると、特に相続の仕事を通じて、様々な家族模様を目にすることがあります。

生前から贈与や遺言などを活用して家族間の信頼関係を築き、相続後も円満な関係にあるご家族。一方で、亡くなられた方の遺志が実現されることなく、互いに譲れない価値観の相違から、話し合いもままならないご家族など…。

本書の著者は、相続税や贈与税などの資産税を専門分野とする、キャリア40年の税理士。

本書の帯にあるコピー、「相続は子の権利ではありません。親からのギフトなのです」とあるように、本書には、数々の相続実務を経験してきた著者ならではの価値観に基づいた、幸せをつかむ相続のツボ45話が収録されています。

「感謝と思いやりのある人のお金や財産は『生き金』となってまわりを幸せにし、権利のみを主張して奪い取ったお金や財産は『死に金』となって雲散霧散しています。不思議なほど、そうなります」といった含蓄のある話から、「遺言書を書かない夫には『死因贈与契約書』」といった実務的な話まで、わかりやすい事例を基に紹介しています。

＜編集後記＞

家でトレーニングする「家トレ」にはまっています。すっかり習慣化したルームランナーに続いて、最近、「ワンダーコア」という腹筋マシンを購入しました。マシンにスプリングが内蔵されていて、体を倒すだけで腹筋を鍛えられるという優れたものです。まだ使い始めて2週間ほどですが、週3回ほどのペースで早くも効果が出てきたような気が！？ 割れた腹筋を目指して頑張ります！

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師
についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に
ご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (1) 第 94647 号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェックポイント』
無料進呈中

※営業店異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！